

■危険ブロック塀等の撤去補助金額

※販売目的での整地や解体を行う方は対象になりません。
※公共事業などの用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方は対象になりません。

対象者

- ・ブロック塀等を管理又は所有している
- ・世帯全員に町税などの滞納がない
- ※販売目的での整地や解体を行う方は対象になりません。
- ※公共事業などの用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方は対象になりません。

対象となるブロック塀等

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去し、軽量フェンスなどに改修する際の費用の一部を補助します。



ブロック塀の所有者・管理者 危険ブロック塀等対策事業補助金のお知らせ

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77・3909

次の①～③のうち最も少ない額を補助します。

- ①撤去費用×1/2
- ②撤去延長×1万円/m
- ③10万円

■軽量フェンス等の設置

次の①～③のうち最も少ない額を補助します。

- ①設置費用×1/2
- ②設置延長×1万円/m
- ③15万円

注意事項

- ・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は補助の対象外となります。
- ・総申込件数における金額が予算上限額に達した場合は受付を終了します。
- ・対象となるブロック塀等や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。

補助金額

- ・対象となる住宅
- ・自身の居住用または集合住宅（マンションなど）の場合
- ・個人占有部分
- ・店舗などの併用住宅の場合
- ・個人住宅部分

対象となる工事

町内の工事業者（本店・個人事業主）による税抜き10万円以上のリフォーム工事

※令和8年2月末日までに完了し、実績報告ができる工事が対象です。

対象要件

- ・対象となる工事を実施する住宅に居住している（工事の実績報告までに居住予定の場合も含む）
- ・世帯全員が町税などを滞納していないこと
- ・補助を受ける住宅に、今後最低10年間居住する予定であること

対象となる住宅

- ・自身の居住用または集合住宅（マンションなど）の場合
- ・個人占有部分
- ・店舗などの併用住宅の場合
- ・個人住宅部分

補助金額

- ・通常リフォーム 工事費の10%に相当する額（上限40万円）
- ・空き家のリフォーム 工事費の15%に相当する額（上限60万円）
- ・事前申込み受付期間
4月1日（火）～5月16日（金）
- ・提出書類
・事前申込書
・リフォーム工事見積書の写し
- ・注意事項
・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は補助の対象外となります。
- ・事前申込件数における金額が予算上限額を超えた場合は抽選になります。
- ・対象となる工事や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は町ホームページを確認するか都市計画係にお問い合わせください。



リフォーム工事を希望する住宅の居住者 住宅リフォーム補助金制度のお知らせ

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77・3909

住宅環境向上や既存住宅ストックの利活用促進とともに、地域経済の活性化と空き家対策の促進を図るため、リフォーム工事にかかる費用を一部補助します。

空き家について、考えませんか。

管理は、所有者・相続人の責任です。

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

近年、空き家の増加が社会問題となっており、地域住民の生活に防災・防犯・衛生・景観の点から支障をきたす恐れがあります。

本町では令和4年度に行った空家等実態調査において、184件の空き家を把握。少子高齢化や人口減少により全国的にも空き家はさらに増加するものと推測されており、本町でも同様に空き家問題は課題となっています。

放置された空き家が及ぼす危険性



老朽化による倒壊
空き家の倒壊で他者に損害を与えた場合、所有者が賠償責任を問われる可能性があります。

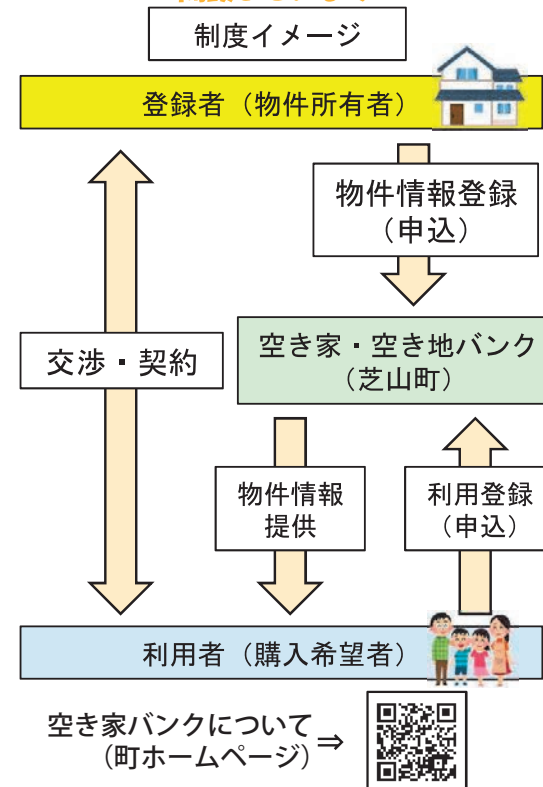


草木の繁茂
草木が生い茂ると不衛生な状態になり周囲の景観を損ねます。



不審者の侵入
壊れた窓などから不審者が侵入する危険性があります。

芝山町では空き家・空き地バンクを開設しています！



空き家に関する相談窓口がございます、ご活用ください

団体名	問合せ	相談可能内容
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会	043-241-6697	不動産に関する相談全般
一般社団法人千葉県建築士会	043-202-2100	老朽空き家の修繕・解体の相談 空き家の利活用の相談
公益社団法人全日本不動産協会 千葉県本部	043-202-7511	空き家の売買・賃貸・管理等に関する相談 空き家の活用に関する相談